

熊本市営繕工事における快適トイレ設置試行要領

制定 令和5年（2023年）3月2日公共建築部長決裁

（趣旨）

第1条 この要領は、建設現場における男女ともに働きやすい環境を整備するため、これまでの仮設トイレに比べて質の良いトイレとして第3条の規定によるもの（以下「快適トイレ」という。）の導入に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 試行の対象工事は、熊本市公共建築部が発注する営繕工事のうち、次の各号に掲げるものとし、その内容はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

（1）発注者指定型対象工事

新築工事等で快適トイレの設置スペースが確実に確保でき、快適トイレの効果が見込める案件について、発注者が快適トイレの設置を指定するものとし、「快適トイレ設置試行工事（発注者指定型）」である旨を特記仕様書に明示する工事

（2）受注者希望型対象工事

改修工事等で快適トイレの設置スペースが確保できる見込みがあり、快適トイレの効果が見込める案件について、受発注者間の協議のうえ、受注者が希望した場合に快適トイレの設置を行うものとし、「快適トイレ設置試行工事（受注者希望型）」である旨を特記仕様書に明示する工事

（快適トイレの仕様）

第3条 本要領において、快適トイレは、以下の（1）及び（2）の仕様を全て満たすものとし、（3）の採用は任意とする。

（1）快適トイレに求める機能【必須】

- ①洋式便器
- ②水洗又は簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等

（2）付属品として備えるもの【必須】

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠し（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

（3）推奨する仕様、付属品【任意】

- ⑫室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）

- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2 対象工事の工事現場に男女がいる場合は、男女別に各 1 基ずつ快適トイレを設置するものとする。

（試行方法）

第 4 条 工事発注課は、第 5 条の規定に基づき快適トイレに要する費用の積算を行うことから、当初設計に快適トイレに要する費用を計上せず発注する。

- 2 発注者指定型対象工事において、流通等の状況により快適トイレの設置ができない場合、受注者は、速やかにその理由を記載した工事打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。
- 3 受注者希望型対象工事の場合、受注者は、契約後速やかに、快適トイレ設置について工事打合せ簿により監督員と実施の有無について協議を行うものとする。なお、設置しない場合は、本要領によらないものとする。
- 4 快適トイレを設置する場合、受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督員へ提出するものとする。受注者は、快適トイレを現場に設置した後、様式 1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、快適トイレの仕様が分かる資料とともに、監督員に提出するものとする。
- 5 監督員は、設置された快適トイレを現場において、様式 1 により確認を行う。
- 6 受注者は、快適トイレに要した費用が確定後、速やかに費用の内訳が分かる取引書類等を監督員に提出するものとする。
- 7 監督員は、第 5 項により快適トイレの仕様を満たすことが確認できた場合に設計変更の対象とするものとする。
- 8 営繕工事に伴い、分離発注した工事が複数ある場合の快適トイレ設置に伴う設計変更の対象工事は、原則として 1 つの工事とし、受発注者の協議により決定する。

（積算方法）

第 5 条 快適トイレに要した費用は、内訳が分かる取引書類等を参考に、当該費用から従来品相当額 10,000 円（税別）/基・月を減じた額を変更設計書の共通費に積み上げ計上する。

- 2 前項で計上する費用は、51,000 円（税別）/基・月を上限とし、男女別に 1 基ずつ計 2 基（102,000 円（税別）/2 基・月）まで計上できるものとする。
- 3 ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限る、1 ハウスで 102,000 円（税別）/基・月を上限として費用計上できるものとする。
- 4 運搬・設置・撤去に係る費用は、共通仮設費（率分）に含むものとし、変更設計書の共通費に積み上げ計上しない。
- 5 具体的な快適トイレの積み上げ費用の計上方法は、別紙を参照するものとする。

（アンケート）

第 6 条 対象工事の受注者は、快適トイレ導入の検証を行うためのアンケート調査に協力するものとする。

(その他)

- 第7条 この要領に定めのない事項は、必要に応じ受発注者間で協議の上、定めるものとする。
- 2 工事成績評定において、快適トイレを設置することによる加点は行わない。
 - 3 第3条に記載する仕様を満たしていない場合は、快適トイレとして扱わず、設計変更の対象としない。

附 則

この要領は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

(別紙)

【具体的な計上方法例】(以下の金額は税別)

①実際に設置した快適トイレ費用 70,000 円/基・月の場合

(従来品との積算上の差額 60,000 円)

積算で計上する費用：51,000 円/基・月

②実際に設置した快適トイレ費用 40,000 円/基・月の場合

(従来品との積算上の差額 30,000 円)

積算で計上する費用：30,000 円/基・月

③実際に設置した快適トイレ費用

男女別一体型ハウス 100,000 円/基・月の場合 (従来品との積算上の差額 90,000 円)

積算で計上する費用：90,000 円/基・月

④実際に設置した快適トイレ費用

男女別一体型ハウス 200,000 円/基・月の場合 (従来品との積算上の差額 190,000 円)

積算で計上する費用：102,000 円/基・月